

第12回浦和区区民会議 議事録(確定版)

1 日時：平成18年8月24日(木) 18:30～21:00

2 会場：さいたま市民会館うらわ 503 議室

3 出席者(敬称略)

団体推薦：小川晃(埼玉中央青年会議所)、小原茂(浦和区自治会)、柿塚一三(浦和区民生・児童委員協議会)、坂本和哉(浦和区自治会連合会)、大工原潤(元市民懇話会)、大郷恒吉(北浦和GINZA レッズ商店街)、東一邦(さいたまNPOセンター)、藤倉幸親(浦和商工会議所)、吉野勝則(さいたま市PTA協議会浦和区連合会)

公募委員：樋田範子、岡野昭夫、山本信子

コミュニティ会議委員：秋山忠一(総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ北浦和ふれあいプレイランド)、岡田唯文(コミュニティキャンパス浦和)、丸山繁子(さいたま市リサイクル女性会議・浦和)、渡辺修(中山道浦和宿二七の市実行委員会)

浦和区長：木内一好

事務局：小泉俊一(副区長)、新藤茂(区民生活部長)、磯部弘(健康福祉部長)、野村宏(区民生活部コミュニティ課長)、日野徹(同課長補佐)、金子秀行(同主幹)、吉田博昭(同副主幹)、大嶋幸子、小宮慶太(同主任)、池田麻美子、竹村真(同主事)

担当部：松山秀夫(危機管理室調整主幹)、樋爪克好(同主査)、岡安一男(福祉部長)、大塔幸重(高齢福祉課長)、村山真次(環境対策課課長補佐)、石井弘和(同主幹)、三川孝蔵(都市計画部長)、平野和弘(同主査)、瀧寿雄(浦和駅東口開発課課長補佐)、千葉栄一(同主幹)、田邊成弘(学校施設課課長補佐)、青木大輔(同主事)、井上良一(生涯学習総合センター館長)、篠崎寛(同副館長)、徳丸和明(同主幹)

運営補助：福田律子(システム科学コンサルタンツ株)

4 次第

1 開会

2 議事

(1)区民会議からの提案等に対する市からの回答について

(2)部会からの報告について

(3)区民まつり検討委員会の委員構成について

(4)その他

3 閉会

5 内容

議事概要

(1) 区民会議からの提案等に対する市からの回答について

- ・平成 17 年度活動報告書に盛り込まれた「平成 17 年度浦和区区民会議からの要望」に対する回答が各所管から説明され、質疑応答を行った。なお、各所管からの回答に先立ち、企画部会長から提案要旨が報告された。

1) 地域福祉の推進に向けたコミュニティや地域住民との協働の推進

(部会長説明)

- ・高齢者保健福祉計画など市の福祉関連の計画において、地域におけるネットワーク形成が重要であり、その構築を図るとされているが、実質的な進展がないと市民には受け取られている。社会福祉協議会やNPOなどを含め、地域が連携できる実効性ある取り組みとともに、元気な高齢者の活用、それに関連して、介護予防のための筋力トレーニングの市民講師制度などを提案したものである。

(所管課の説明：高齢福祉課)

- ・地域福祉の推進は保健福祉総合計画の策定の視点でもあり、さまざまな事業を推進している。提案のあった地域ケア・ネットワークの形成については、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会が大きな役割を果たすものであり、現在、さいたま市社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」(平成 16 年 3 月策定)および地区社会協議会が定める「地域福祉行動計画」において、地域におけるネットワークづくりの具体化を図っており、市では、これら計画の策定支援を通じて、ネットワーク形成を促進しているところである。
- ・地区社会協会における計画づくりの進捗をみると、現在、全 47 地区社会福祉協議会のうち 19 で行動計画が策定済みであり、各地区に配置されている地域福祉コーディネーターのもと、事業の展開をお願いしている。市ではコーディネーターに助成を行うとともに、未策定の地区社協に対しては、計画づくりと事業の推進を図るよう、お願いしている。
- ・また、計画策定済みの地区のなかから今年度 2 地区選出し、高齢者地域ケア・ネットワークの構築をモデル事業で展開しているところである。
- ・元気な高齢者の活用や生きがいづくり、市民講師に関連しては、地区公民館と連携して生きがい教室やシニア健康教室、うんどう教室などを実施するとともに、うんどう教室では、参加者から指導を出来る人を養成していくことを考えているところである。
- ・高齢化が進む中、地域福祉においてもコミュニティの醸成は大切であり、様々な団体、住民の交流機会の拡大が求められると考える。皆様の提案を真摯に受け止め、生かしてまいりたい。

(質疑応答)

委員：今年度高齢者地域ケア・ネットワーク構築のモデル地区はどちらとどちらか。

所管課：今年度モデル地区としては、西区の 1 地区と緑区の尾間木地区である。

委員：介護保険における地域包括支援センターは、日常生活圏域を基本として事業が展開されているが、地区社会福祉協議会の地域区分とは一致していない。この不一致が矛盾や問題点を生むことはないのか。

所管課：地域福祉における地区の考え方は、地区社会福祉協議会の活動エリアを基礎単位「健

康福祉地区」としており、これがベースになると考える。民生委員・児童委員の区分とも一致している。地域包括支援センターの地区割は、センターの活動エリアがいわゆる「日常生活圏域」と指定しており、地域の中には在宅介護支援センターと地域包括センターの活動エリアが重なっている箇所もあるが、問題が生じることはないと考えている。

委員：47 の地区社会福祉協議会のうち、19 で計画づくりを進めているそうだが、全体水準を向上させるには、自治会がポイントとなると思う。しかし、現状でも自治会は、めいばいの仕事を抱えており、これ以上の役割を抱えるとパンクしかねない。この点はどのように考えるか。

所管課：福祉部門は自治会のあり方を言う立場にはないが、地域住民の基本的組織は自治会になると考えるが、地域福祉活動の主体的な担い手として社会福祉協議会を位置づけている。政令指定都市に移行したことから、各区に福祉事務所がおかれ、行政によるバックアップ体制も充実してきた。こうした点も生かしながら、今後とも、各地域の組織づくりや活動づくりについて、社会福祉協議会と行政とが協働で考え、必要な支援を行っていききたい。

2) 防災資機材補助事業対象品への簡易トイレの追加

(部会長説明)

・地震などの大規模災害で一番困るのはトイレである。現状では、避難所トイレが数箇所しかないことから、100 人に1つ程度準備できるよう、補助支給対象品に簡易トイレを追加していただきたいというのが提案の趣旨である。

(所管課の説明：危機管理室)

・「防災資機材補助事業」では、道路の寸断等により行政がすぐに対応できない場合に、自主防災組織が対応するためのものを補助対象としている。一方、市では被災者 14 万 8 千人の想定のもと、繰り返し使用できる組み立て式トイレ約 500 個、簡易トイレ約 1500 個を備蓄している。さらに新設公共施設に保管場所を確保しながら引き続き計画的に進めていくこととしている。また、「八都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、災害時には不足物資を八都県市で提供しあうことになっている。このほか、コンビニエンスストアやガソリンスタンドとも、災害時における帰宅困難者支援に関する協定を結び、トイレの提供などを受けられるようにしている。さらに、道路の寸断や公共施設の損壊なども考えられることから、各家庭で簡易トイレの備蓄を市報で呼びかけているところである。

・このようにトイレの確保についてはさまざまな方法で対応しており、簡易トイレについては、社会情勢の変化を考慮しながら、対象品目への追加を検討してまいりたい。

(質疑応答)

委員：家庭で備蓄する場合、4 人家族としてどのくらい必要になるか、目安がわかるとよいが。

所管課：メーカーによって機能も値段もさまざまであるので、一口にはお答えできないが、目安があったほうがわかりやすいというご指摘は、今後の広報活動の参考にしたい。

委員：阪神大震災の教訓からトイレが重要との認識を持つようになり、自治会として市に補助対象品として追加を要望していたが、今年度、組み立て式トイレが追加されたので、早速申請した。大変感謝しているが、まだ、充分でないので引き続き充実をお願いし

たい。

委員：自宅に庭のある場合は、穴を掘って処理をするということも考えられるが、なにか環境への影響などから、問題はあるだろうか。

所管課：環境影響についてはわからないが、自宅の庭や畑などに穴を掘り、テントを張るといった対応もあると思う。

3) アスベスト問題相談窓口の周知と充実

(部会長説明)

・昨年、アスベストが大きな問題となり、さいたま市でも公共施設でのアスベスト使用状況についてよく調査なされたことは承知している。しかし、一般の家庭に対しては、正しい知識や対処法が充分伝わっていないのではないかと、行政にお伝えするための提案である。

(所管課の説明：環境対策課)

・アスベスト対策については、助役を本部長とする「石綿対策推進本部」を設置し、健康対策、環境対策、市有施設対策、民間施設対策を担当する4つの部会を設けて対処しているところである。専門性を要求される内容であるので、問題に応じて担当が保健所、環境対策課、環境管理事務所、産業廃棄物指導課の4つに分かれていることをご理解いただきたい。環境対策課は推進本部の事務局であり、いわば、総合窓口であるので、こちらにご連絡いただければ、適切な担当課をご紹介できる。

・これまで、市の対策や体制については市報さいたまで2回の広報を行ったほか、市ホームページでも紹介している。ホームページには、そのほか、Q & A、国、県や民間の関係機関の情報なども掲載している。

・今後ともさいたま市の「石綿飛散防止対策指導指針」(平成17年10月施行、平成18年3月一部改正)にもとづき、市民の安心・安全を高めるよう、対策に努めてまいりたい。

(質疑応答)

委員：建物を新築する際には、既存の建物の除去届を出すなど、様々な手続きが必要となるが、それらについての情報提供はどうなっているか。

担当課：アスベストの除去については、労働安全衛生法、大気汚染防止法、リサイクル法など多くの法律が関係しており、それぞれで情報提供に努めている。

委員：浦和第一女子高等学校の除去工事を周辺住民に知らせずに実施されたが、それはあってはならぬことである。アスベストを使用した民間の建物の場合、いつごろ解体されるか市で把握できるのか。

担当課：浦和第一女子高等学校の工事については、工事の表示が見えにくいなどの問題があったので、指導した。民間建物については、市では2,356の建物に対して調査を行い、1,633の回答のうちアスベストを吹き付けていたのは145であった。これらに対して所管が指導している。

4) 都市景観形成基本計画策定における緑化対策の充実

(部会長説明)

・浦和区のまちづくりでは緑化が重要だと考えている。区民会議も意見を述べている都市景観形成基本計画などで、今後の緑化対策をどのように考えておられるか、ざっくばらんに

お聞かせいただければと思う。

(所管課からの説明：都市計画課)

- ・都市景観形成基本計画は平成 19 年 9 月策定を目的に策定作業を進めているが、これまで浦和区区民会議の皆様には昨年 12 月の区民会議全体会、本年 7 月の企画部会で貴重なご意見をいただいている。来る 10 月には第 2 回区民意見交換会を予定しているので、ご参加いただければと思う。
- ・ご提案の件については、さいたま市緑の基本計画との整合性を図りつつ、都市景観形成基本計画策定においては、景観現況の中で自然、歴史、市街地景観等において緑を整理するとともに、目標や方針で「緑の保全、活用、創出」について謳っていききたい。5 つある目標の 1 つとして「水とみどりがきらめく都市景観づくり」を掲げ、その中で「見沼田園などをシンボルとした景観を保全・活用する」、「水とみどりの景観を保全・活用する」、「新たな水とみどりの景観を創出する」を謳っていききたいと考えている。
- ・先の第 1 回区民意見交換会では、公共施設等の樹木の剪定、公園や緑の空間の確保などが意見として出されており、今回はこれらを参考にしてまとめた区の景観形成方針（素案）やテーマ（キャッチフレーズ）の検討をする予定である。
- ・緑を増やすための具体的な施策としては、公共施設の緑化、屋上緑化などの方法を調整してまとめていききたいと考えている。又、本計画に謳われている方針をもとに、市民の意見を十分聴きながら景観法を活用しつつ、協働により緑豊かな美しいまちづくりを進めてまいりたいと考えており、今後とも区民の皆様のご協力をお願いしたい。

(質疑応答)

委員：公園や緑の空間の確保が要望されていたとのことであったが、行政としては、どの辺に確保するイメージでいるのか。

所管課：特定の場所として申し上げるのは難しいが、方法としては、借地公園、神社の緑の保全など、様々な手法を用いて市民の知恵を借りながら確保してまいりたい。

委員：浦和区は、大きな公園もなければ、避難場所もない。借地公園で確保というお話も聞いたことがあるが、地主を優遇しないと協力を得るのは難しいのではないのか。借地公園というのは、どのぐらいの広さから可能なのか。

所管課：桜区で自治会が地主から土地を借りて公園を整備するという取り組みがある。そのための補助を行政で行っており、都市計画税と固定資産税が減免されている。このような実績が増えれば、地主さんにも「売るよりも公園にしよう」と思っていただけるのではないのか。借地公園の広さはさまざまでとくに規定はなく、小さいところで 100 m²というのものもある。

委員：大宮台地のふもとには湧水があちこちにみられるそうだ。湧水に着目して緑の空間を整備していくのが大切だと思うが、いかがか。

所管課：湧水は景観要素として位置づけられる。意見交換会などでそうしたご意見をいただければ、区別計画に反映していくことができる。

委員：これだけマンションが増えると、マンション等の開発の際には公園設置を条例で義務付けるなどの方法を考えるべきではないか。

所管課：開発における緑の確保の手立てとしては、今のところ、指導要綱と緑化基準しか持たないが、ゆくゆくは、条例で規定できればと思う。

委員：基本計画の策定作業の進捗状況については、ホームページなどで公開していない

のか。説明会に参加できない人でも、ホームページを通じて意見を言えるようにするとよいと思うが。

所管課：区民説明会の呼びかけなどはホームページで行っているが、日々修正等を行っているので進捗状況については公開していない。

委員：宇宙科学館の隣接地に 2000 m²程度の空地がある。市の公社が持つ土地だと聞いているが、貴重な緑の空間になっているので活用を提案したい。

所管課：所在地等を確認し報告します。

5) 浦和駅東口市民広場について

(部会長説明)

・浦和駅東口再開発に伴う市民広場の整備に対する提案については、可能な部分を反映するなど、よく対応していただいたと思う。その後の経過等について報告をお願いしたい。

(所管課からの説明：浦和駅再開発課)

・浦和区区民会議からの提案には機能面から4つ、デザイン面から2つ、管理面から1つの提案があった。このうち、機能面にあった「水飲み場の設置」については、管理上の問題があり実現していないが、機能面のその他の内容(イベント広場として・休息の場として・「顔」としての機能・環境、保安への配慮)や、デザイン面については、趣旨としては反映している。管理面については、市民を含む連絡協議会の提案があったが、まだ合意形成ができていない。施設の維持管理とイベントの利用調整を分けて考えていく方向もあるかと思う。

・再開発の計画においては、市民広場のコンセプトを「集い、にぎわい、憩う 都市の庭」として、環境への配慮や防災はもとより、アート、市民参加・交流などを重視しながら、浦和らしさを表現し、まちの記憶をとどめる広場の創造を目指しているところであり、今後とも事業推進に努めてまいりたい。

(質疑応答：特になし)

6) 学校など公共施設の耐震化の推進

(部会長説明)

・学校は子どもたちが通う場所であり、災害時の避難場所となる場所である。耐震化を進めておられることは承知しているが、全国水準以上の達成率を目指して進めていきたいという趣旨である。

(所管課からの説明：教育委員会事務局管理部、生涯学習総合センター)

・市内の市立小中学校校舎で耐震化が必要な建物の棟数は現在 363 棟で、全て耐震診断は終了している。そのうち 73 棟がすでに補強完了、平成 18 年度中には 12 棟の補強工事が完了することになっており、この結果、平成 18 年度末における耐震化率は 38.1%となる。

・浦和区内については、16 校 46 棟があり、昭和 56 年以前に建設された耐震化工事が必要な棟数は 41 棟である。平成 17 年度までに 13 棟が補強工事完了、平成 18 年度も 5 棟(高砂小、常盤小、仲本小各 1 棟、木崎中 2 棟)の工事が完了することになっており、この結果、耐震化率は 50%となる。

・市全体としては、平成 27 年度を目途に耐震化を完了するよう事業推進に努めており、

浦和区内においては、平成 18 年度末までに補強設計が完了する 6 校 11 棟の来年度耐震化工事に向けた予算要求を行うとともに、体育館を含む残りの棟についても診断の結果により、必要に応じて耐震補強工事を行い学校施設の耐震化を図る。

- ・公民館については、対象となる 58 館のうち 34 館で耐震診断が必要であり、うち 10 館が診断済みである。残り 24 館については耐震診断が必要であり、平成 18 年度補正予算で 14 館の耐震診断の事業費を予算要求しており、19 年度は 10 館の耐震診断の予算を要求する予定である。今後、診断をもとに耐震補強計画を策定し、順次進めていく予定である。
- ・浦和区については、対象となる 12 館のうち 10 館で耐震診断が必要であり、診断済みは 1 館、領家公民館である。残る 9 館については 18 年度中に 7 館、19 年度に 2 館を実施する予定である。

(質疑応答：特になし)

(2) 部会からの報告について

1) 企画部会

- ・前回の区民会議で視察先の要望があれば事務局に提出していただきたい旨を伝えたところ、お手元の資料のとおり要望があった。一つひとつは説明しないが、この結果をもとに企画部会で検討した結果、放置自転車対策や福祉、市民参加など、多方面にわたって参考となる武蔵野市を第 1 候補、景観づくりの優良事例である横浜市港北区大倉山のエルム通り商店街を第 2 候補、新しい都市づくりの事例であるつくば市を第 3 候補とした。それぞれの受け入れ状況を事務局に確認してもらっているので、事務局に報告をお願いしたい。

(事務局)

- ・武蔵野市まちづくり推進課に照会したところ、景観づくりについてはこれから方向性を出す段階であり、市民参加の手法についてもこれから検討するところであるなど、ご期待に応えられないとの回答があった。
- ・エルム通り商店街については、当初、港北区役所区政推進課に照会をかけたが、商店街での景観づくりは商店街の独自の活動であるので、直接照会したほうがよいとの助言があり、商店街に問い合わせたところ、視察を歓迎して下さる雰囲気であった。
- ・なお、つくば市にはまだ照会をしていない。複数に声をかけて、どちらかをお断りすることになるのは失礼になるので避けたいと考えた。

(意見交換)

部会長：大倉山の商店街は、景観づくりをはじめ商店街活性化のためにいろいろ工夫している。商店街でのポイント制度をやっており、地域通貨にもつながる。企画部会長・副部会長のあいだでは、大倉山がよいのではないかという感触を持っている。

会長：部会長のお考えでいかがか。

委員：港北区では区役所の話は聞けないのか。

事務局：現時点ではそのとおりである。

委員：大倉山への視察に賛成である。民 民の視察でいい。

会長：では、ほかにご意見は。では、大倉山を視察先とする。日程候補は 11 月 7 日、10 日のいずれかということだそうだが、参加可能な人の多い 7 日にするのでよろしいか。では、7 日とする。

2) 広報部会

- ・まず、区民会議だよりであるが、今年度は年 2 回の発行としており、現在は 10 月号の原稿を鋭意作成中である。10 月号では、10～11 月に実施されるコミュニティ会議の事業を紹介することにし、そのための情報提供をお願いするべく、31 のコミュニティ会議に対してアンケートをとった。その結果、10～11 月に実施される 6 団体の事業と、アンケートに協力してくれたその他のコミュニティ会議 5 団体の紹介記事をまとめ、2,3 面に掲げている。4 面には観光ボランティア・浦和ガイド会が協力した散歩コースのマップと、浦和レッズの師範学校エンブレムについてのコラム、そして区長メッセージなどを掲載することになっている。
- ・コミュニティの広場交流・発表会は平成 19 年 2 月 17 日(土)に浦和ふれあい館にて開催することとした。実行委員会は区民会議全員参加でお願いしたいということを前回申し上げたが、組織づくりは 10 月からを予定している。広報部会が事務局として原案をお諮りして決めていくので、よろしくお願ひしたい。

(3) 区民まつり検討委員会の委員構成について

会長より、前回会議で会長・副会長に任された「区民まつり検討委員会」の委員選任について次のとおり提案があり、承認された。

- ・委員構成については、昨年度決定した小原委員、柿塚部会長、大工原部会長、藤倉委員、渡辺委員に加え、大郷副会長・丸山副会長、各部会の正副部会長として大関部会長、岡田副部会長、東副部会長、樫田副部会長の合計 11 名で構成し、事務局は浦和区コミュニティ課とする。

(4) その他

コミュニティ会議「コミュニティキャンパス浦和」から平成 18 年度の事業内容の説明があり、区民会議企画部会長や浦和区副区長が講師として協力する「住みたいまち・住んでよかったまちづくり」の講座など 6 講座の紹介や、区民会議委員をはじめ多くの区民の受講を呼びかける案内があった。

次回開催予定

- ・次回全体会は、10 月 19 日(木曜日)午後 6 時半から市民会館うらわ 503 にて開催する。

以上